

民間活力を導入した公的不動産（PRE）活用支援事業  
（平成 28 年度国土交通省予算事業）  
募集要項

平成 28 年 5 月 23 日  
株式会社 日本総合研究所

## 1. 事業趣旨

地方公共団体においては、都市構造の変化に伴う施設の統廃合、公共施設の老朽化への対応、財政健全化への対応等のために、公的不動産（PRE）の適切かつ効率的な管理、運用が求められています。そうした中で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）においても公的不動産（PRE）に係る証券化手法等の活用推進に向けた取組みを進めていくこととされています。

本事業は、積極的に民間活力を導入した公的不動産（PRE）活用に取り組む地方公共団体を対象に、民間活力の導入に関する事業条件の設定に係る助言や、専門家や実務者の派遣等の支援を実施することで、先進的な事例の蓄積や不動産証券化手法等の民間活力の導入手法に係る課題の整理・解決に寄与することを目的とし、昨年度に引き続き実施するものです。

本事業の結果は、先般、国土交通省にて、公的不動産（PRE）の民間活用促進に向けて、地方公共団体職員が実務に利用できるわかりやすい手引きとして取りまとめた「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き～民間による不動産証券化手法等への対応～」（平成 28 年 3 月 16 日）の改訂にあたっての検討にもつなげていくことを想定しています。

なお、本事業は、国土交通省土地・建設産業局より委託を受けた株式会社日本総合研究所（以下「日本総研」といいます。）が実施します。

## 2. 応募主体

地方公共団体

## 3. 応募要件

本事業では、民間活力を導入した公的不動産（PRE）活用推進に積極的に取り組む地方公共団体を支援先として選定します。

応募要件は、検討対象事業として、以下の①～③に該当する事業があることとします。

- ① 具体的な事業条件設定に係る検討期間（事業者公募前段階）にある
- ② 活用対象が普通財産（行政財産から切替予定のものも含む）である
- ③ 民間活力の導入に関する条件設定（例：借地権の取扱い、SPC の設立等）について柔軟に検討を行うことが可能である

## 4. 支援先の選定

提出された応募資料等をもとに、支援先を選定します。応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料の提出等をお願いする場合があります。選定の結果は、日本総研ウェブサイト上で公表し、

後日、選定した団体には、書面をもって通知します。

支援先は、次に掲げる事項等を総合的に評価して決定します。

- ① 当該事業への民間活力の導入により期待される効果
- ② 民間活力の導入に関する条件設定の検討に対する積極性
- ③ 公募・選定フェーズへの移行の確実性、時期

## 5. 事業の実施

支援先として選定された団体に対しては、事業の進捗や支援希望内容等を踏まえて、支援計画書を作成し、同計画書に沿って支援を行います。支援のイメージは別紙1のとおりです。

## 6. 応募方法

### ①提出資料

#### 【応募様式】

- ・応募様式（別紙2）に沿って必要事項を記入してください。

#### 【添付資料】

- ・検討対象案件の概要、検討状況がわかる書類（基本計画、事業実施方針等）

### ②提出方法

応募様式及び添付資料を郵送にて御提出ください。提出部数は2部とします。応募様式は日本総研募集ウェブサイト（<http://www.jri.co.jp/company/release/2016/0523>）上からダウンロード可能です。

応募様式及び添付資料を納めたCD-ROMを2部同封してください。応募様式については、Microsoft Excelのファイル及びPDF形式に変換したファイルとしてください。添付資料については、形式を問いません。

### ③提出期間

平成28年5月23日（月）～6月17日（金） ※必着

### ④提出先及び問合せ先

#### [提出先]

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング  
株式会社 日本総合研究所 総合研究部門

「民間活力を導入した公的不動産（PRE）活用支援事業」担当

#### [問合せ先]

03-6833-9229 担当：大野木、林、日置、西田

200010-pre-research@ml.jri.co.jp

### ⑤面接

応募資料受領後選定までに、支援希望内容の確認を目的として、対面での聞き取りを予定しています。

日時・場所等の詳細については、応募資料受領後に応募者に個別に連絡をします。

#### 7. その他留意事項

- ①本事業は、国土交通省土地・建設産業局から委託を受け、日本総研が実施するものです。
- ②本事業は、事業実施に係る手続や関係機関との調整等を代行するものではありません。実際の事業実施は、応募主体等が自ら行っていただく必要があります。
- ③本事業終了後も引き続き、調査検討する案件、取組の進捗状況について資料提供や報告を求める等の協力をお願いする場合がありますので、あらかじめお含みおきください。
- ④提出資料等については、返却しません。
- ⑤選定した団体は、必要に応じて国に事業進捗や支援状況についての報告等を実施していただく場合があります。また、支援結果を対外的に公表させていただく場合がありますので、あらかじめお含みおきください。

#### 8. 別添資料

別紙1 支援のイメージ

別紙2 応募様式

以上